

第20回 財政からみる民主主義

1. 財政の基本原則

- ・ 国の財政（国家がその任務を行うために必要な財力を調達し、管理し、使用する作用）は、国会が、その基本を定め、統制しなければならない（83条）。
- ・ 租税（国または地方公共団体が、その課税権に基づいて、その使用する経費に充当するために、強制的に徴収する金銭給付）については、国会が、法律によって、定めなければならない（84条）。具体的には、納税義務者、課税物件、課税標準、税率などの課税要件や租税の賦課・徴収手続が法律で定められなければならない。かつ、それらが明確に定められなければならない。なお、市町村の国民健康保険の保険税は、84条にいう「租税」に該当しない（旭川市国民健康保険条例違憲訴訟最高裁判決（最大判平成18年3月1日民集60巻2号587頁））。
- ・ 国費を支出し、または国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする（85条）。

2. 公金・公の財産の支出・利用の制限

- ・ 国や地方公共団体の所有する公金・公の財産は、国民の負担と密接に関係するので、適切に管理され民主的にコントロールされることが必要である。
- ・ 日本国憲法は、公金・公の財産を、宗教上の組織・団体の使用・便益・維持のため、または公の支配に属しない慈善・教育・博愛の事業に対して、支出し、またはその利用に供してはならないと規定している（89条）。
- ・ 89条前段（宗教上の組織・団体のための支出・利用の制限）は、政教分離の原則を財政面から規定したものである。後段（慈善・教育・博愛事業に対する支出・利用の制限）の立法趣旨については、学説上、公費濫用防止説や自主性確保説などが対立しており、また、「公の支配」の意義をめぐって、特にいわゆる私学助成制度（私立学校振興助成法）が本条に違反するか否かについては、議論がある。

3. 予算と決算

- ・ 予算（一会計年度における国の財政行為の準則）は、内閣が作成し、国会に提出し、その審議を受け、議決を経なければならない（86条）。予算は、国家の行為を規律する法規範である。その法的性格については、行政であるという見解、法律であるという見解、特殊な国法形式であるという見解が対立している。国会が予算を修正する際、減額修正は自由にできるが、増額修正ができるか否かについては議論がある。予算と法律が不一致の場合には、内閣は、必要な措置を講じる必要がある。

- ・ 決算は、会計検査院が検査し、内閣が国会に提出し、その審議を受け、議決を経なければならない（90条）。ただし、決算は、予算と異なり、法規範性はない。
- ・ 日本国憲法は、少なくとも年1回は国会と国民に対して国の財政状況を報告することを内閣に義務付ける（91条）が、国会に対する報告義務があるのは当然である（72条、62条、63条）ので、本条の意義は、専ら国民に対する報告義務を明文化することにある（なお、財政法46条参照）。

【宿題】 区長公選制廃止違憲訴訟最高裁判決（II-200）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q20-1 財政に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。
- ア. 「租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」と規定する財政法第3条について、その根拠を憲法第83条の財政民主主義に求める見解に対しては、財政法第3条は、具体的な金額又は金額算定基準まで法律によって定めることまで要求していないのであるから、憲法第83条と矛盾することになるとの批判が妥当する。
 - イ. 最高裁判所の判例によれば、個人への特別の給付に対する反対給付として当該個人に対して課する国民健康保険料のような金銭給付は憲法第84条の「租税」には当たらないと狭く解したとしても、「租税」以外の公課の賦課要件について定めた条例が憲法第84条の趣旨に反することはあり得る。
 - ウ. 国費を支出するには国会の議決に基づくことを必要とするが、国費の支出に関する国会の議決は用途の確定した支出についてなされるべきものであるから、用途が未確定である予備費を設けることについては国会の議決を要しない。
- Q20-2 憲法第89条後段の「公の支配」の意義に関し、「国又は地方公共団体が当該事業の予算を定め、その執行を監督し、さらにその人事に関与するなど、その事業の根本的方向に重大な影響を及ぼすことのできる権力を有する」ことを要すると解する見解があるが、次のアからウまでの各記述について、かかる見解と同じ立場からの記述には○、異なる立場からの記述には×を付しなさい。
- ア. 慈善、教育、博愛の事業を行うのは、通常、法律に基づき国の監督を受ける公益法人であり、学校法人も公益法人として法的規制を受けるので、「公の支配」に属する。
 - イ. 現行法の私立学校に対する助成については、監督官庁の権限が報告を徴したり、勧告を行ったりすることに限られているので、違憲の疑いがある。
 - ウ. 憲法第89条後段の立法趣旨は、私的事業の自主性を確保するために公権力による干渉の危険を除こうとすることにある。